

東都医保発第 1178 号
(地区第 628 号)
令和 4 年 7 月 15 日

地区医師会担当理事 殿

公益社団法人
東京都医師会
理事 黒瀬 巖
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴う対応について」における診療報酬請求について

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 7 月 15 日付東都医疾発第 1167 号 (地区第 622 号) 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴う対応について」において、感染急拡大に伴う東京都における対応として令和 4 年 3 月末日までの診断方法とされていた「みなし陽性」が復活いたしました。

これに伴い、確定診断時の診療報酬及び公費負担医療の請求方法等についても、下記のとおり以前の「みなし陽性」と同様に対応することになります。

記

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴う対応について」通知文書

(4) 受診時に、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった旨の申し出があった場合、医師の判断により検査を行わなくても、臨床症状で診断を行うことが可能であること。届出の際は、疑似症患者として届け出ること。

【診療報酬、公費負担医療の取扱い】

外来や電話等での受診時に、患者の主訴が新型コロナウイルス感染症に起因する症状か、それ以外の疾病に起因する症状かは、医師が診察等を行った後でなければ確定診断できないため、確定診断より前に発生する初・再診料や電話初・再診料、院内トリアージ料等は公費負担医療の対象とはなりません。

ただし、陽性確定後に処方せんを発行する等の治療を行った場合は、公費負担医療の対象となります。この場合、同日に保健所に疑似症患者の発生を届け出なければなりません。

【算定可能な診療報酬】

<外来で確定診断した場合>

通常の保険医療： 初・再診料、院内トリアージ料、二類感染症患者入院診療加算(外来診療・診療報酬上臨時的取扱)(250点 ※7月31日廃止予定) 等

公費負担医療： 陽性確定後の治療(処方箋料等)、「救急医療管理加算1」(950点)等

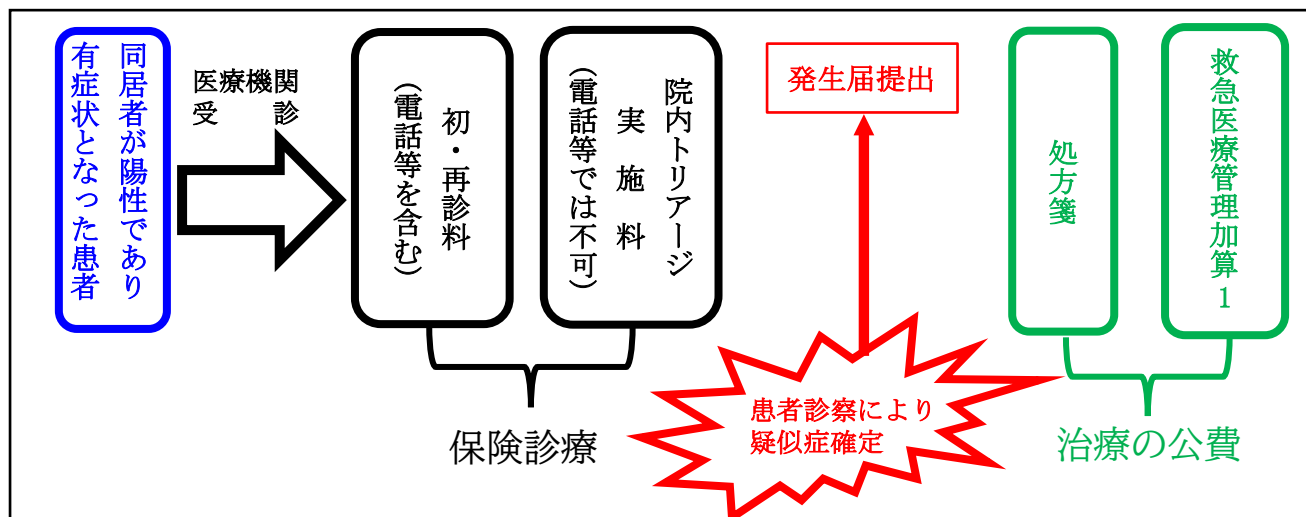
<電話等で確定診断した場合>

通常の保険医療： 電話初診料、電話再診料 等

公費負担医療： 陽性確定後の治療(処方箋料等)、二類感染症患者入院診療加算(電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱等)(250点) 等

【公費区分の図解説明】

(4)の公費区分(みなし陽性)



【注意事項】

「みなし陽性」患者の公費負担医療の取り扱いは、「自主検査陽性」の場合とは異なります。別添「参考資料：自主検査陽性の場合」をご確認いただき、請求の際にはご注意ください。

(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課
TEL : 03-3294-8838(直) FAX : 03-3292-7097
■新型コロナ感染症の保険適用に関する情報
<https://www.tokyo.med.or.jp/17904>

参考資料：自主検査陽性の場合

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴う対応について」 通知文書

1 診断方法の変更等について

- (1) 重症化リスクが低いと考えられる方が発症し、受診前に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定される体外診断用医薬品として承認を受けた抗原定性検査キット等での自主検査を実施した場合、医師の判断で、受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する自主検査の検査結果を持って確定診断を実施して差し支えない。

【診療報酬、公費負担医療の取扱い】

自主検査の検査結果が陽性であった患者が医療機関を受診する場合は、患者本人が陽性を確認していることや、医療機関も陽性者が外来受診する場合の対応と同程度の対応を実施すること等から、陽性者を外来で診療することと同様と認め、初・再診料から公費負担医療の対象となります。(同日中に陽性患者の発生届を提出すること)

【算定可能な診療報酬】

《全て公費負担医療》

外来で確定診断した場合： 初・再診料、院内トリアージ実施料、救急医療管理加算 1(950 点)、処方箋料等

電話等で確定診断した場合： 電話初診料、電話再診料、二類感染症患者入院診療加算(電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱等)(250 点)、処方箋料等

【公費区分の図解説明】

(1)の場合の公費区分(自主検査陽性)

